

警務甲達第25号  
生企甲達第25号  
刑企甲達第31号  
交企甲達第19号  
警公甲達第17号  
令和2年7月8日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

#### 指定被害者支援要員運用要領の制定について

指定被害者支援要員制度については、指定被害者支援要員運用要領の制定について（平成21年警務甲達第44号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、このたび、死傷者多数事案発生時の指定被害者支援要員の運用などについて見直しを行い、別添のとおり運用することとしたので、効果的な被害者支援が実施されるよう努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

## 指定被害者支援要員運用要領

### 第1 目的

被害者に対する支援活動は、被害発生直後から必要となるが、同時にそうした混乱状態にある被害者への最初の対応いかんが、その後の精神的な被害回復に大きな影響を及ぼすと言われている。

被害者支援は、本来警察職員一人一人がその担当業務の中で実践すべきものであるが、事件等の発生に際して犯人及び証拠の捜査に全面的に携わっている捜査員に、被害者のニーズを踏まえた活動を求めることは、現実的に困難である。

この要領は、専門的な被害者支援を必要とする事案が発生した直後から、被害者等に被害者支援要員が付添い、ヒアリング、情報提供等の被害者支援活動（いわゆる「危機介入」をいう。）を専従的に行うための指定被害者支援要員制度（以下「支援要員制度」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 体制

#### 1 推進体制

本部に推進責任者、推進副責任者及び各部門担当責任者を置き、次の者をもって充てる。

- (1) 推進責任者は、本部の警務課長とし、支援要員制度の効果的な推進及び総括的な指導監督に当たる。
- (2) 推進副責任者は、警務課被害者支援室長とし、推進責任者を補佐する。
- (3) 各部門担当責任者は、被害者支援担当責任者会設置要綱の制定について（平成19年警務甲達第14号）第4構成の会員とし、各部門の連携調整及び指定被害者支援要員に対する指導教養を行う。

#### 2 実施体制

高速道路交通警察隊及び警察署（以下「警察署等」という。）に総括責任者、総括副責任者、警察署等推進責任者、実施責任者及び指定被害者支援要員を置き、次の者をもって充てる。

- (1) 総括責任者は、高速道路交通警察隊長及び署長とし、支援活動に関する事務の総括的管理及び調整を行う。
- (2) 総括副責任者は、高速道路交通警察隊の副隊長及び副署長とし、総括責任者を補佐し、実施責任者と緊密な連携を図り、自所属における被害者支援の調整を行う。
- (3) 警察署等推進責任者は、高速道路交通警察隊の副隊長及び警察署の警務課長とし、指定被害者支援要員の支援活動に関する指導教養、被害者支援関係団体等との連携その他支援活動に必要な事項を推進する。
- (4) 実施責任者は、高速道路交通警察隊の副隊長及び警察署の事件担当課長とし、担当する業務に関し円滑な支援活動を実施する。
- (5) 指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）は、第3により指定された者とし、支援活動に当たる。

### 第3 支援要員の指定及び解除

- 1 総括責任者は、支援要員の指定を次に掲げる要領により行う。
  - (1) 支援要員は、警察署の被害者支援係員及び警察署等の警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員のうち、女性警察官など被害者支援に関して適任と認められる者を指定する。
  - (2) 支援要員は、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）は小隊ごとに1人以上、警察署は捜査を担当する係ごとに1人以上とする。ただし、警察署において、強行第一係など複数の係で本部主管課の同一分掌事務を担当している場合は、その複数の係単位で1人以上とすることができる。
  - (3) 当直時間における被害者支援に対処するため、警察署の実情に応じて、当直ごとに支援要員を指定する。
  - (4) 人事異動に際しては、その発令日から2週間以内に、新たな指定を行う。
- 2 総括責任者は、支援要員が疾病、長期入校その他支援要員としての適格性を欠くと認めるときは、その者の指定を解除し、新たに他の者を指定する。

#### 第4 支援の対象者

支援要員制度の対象者は、福井県警察被害者連絡実施要領の制定について（平成22年刑企甲達第21号。以下「被害者連絡制度」という。）第2に定める被害者等及び総括責任者が必要と認める事件（以下「対象事件」という。）の被害者等とする。ただし、被害者等が支援を希望しないとき、社会通念上適切でないときその他総括責任者が明らかに支援の必要がないと認めるときは除く。

#### 第5 支援活動の内容

##### 1 内容

支援要員の支援活動は、次のとおりとする。

##### (1) 付添い等

- ア 事件発生直後に早期臨場し、被害者等への面接及び支援活動の説明（自己紹介及び支援活動の申出）
- イ 医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い、医師への説明等
- ウ 事情聴取、実況見分、検証、証拠資料の押収等捜査活動時の付添い
- エ 自宅等への送迎

##### (2) 情報提供

- ア 「被害者の手引」の交付及び内容の説明
- イ 公判までの手続等の説明
- ウ 被害者等に対し支援活動を行っている機関等の教示及び紹介
- エ カウンセリングなど利用できる諸制度についての説明

##### (3) ヒアリング

- ア 心配事の聴取及びその対応
- イ 捜査活動に対する要望等の聴取及び捜査員への連絡
- ウ 事情聴取及び被害者調書の作成（捜査の補助）

##### (4) その他必要と認められる支援活動

##### 2 支援活動の期間

支援活動の期間は、原則として、事件発生直後からおおむね1週間とする。ただし、

総括責任者は、対象事件の性質、被害者等の要望、精神的被害の程度等を勘案し、期間を延長することができる。

### 3 その他

被害者連絡制度における被害者連絡担当係等において、既の実施した事項については、重ねて実施しない。

## 第6 支援要員の指名

総括責任者は、対象事件を認知し、被害者等に対して支援要員による支援活動が必要と認めるときは、原則として、支援を行うべき被害者ごとに支援要員を指名する。支援要員の指名に当たっては、捜査への支障がないように事件主管課以外の支援要員の運用について配慮する。

なお、性犯罪における支援要員の指名に当たっては、被害者等の要望を可能な限り尊重すること。

## 第7 死傷者多数に及ぶ事件・事故発生時の被害者支援体制

死傷者が多数に及ぶ事件・事故が発生し、所属の支援要員だけでは被害者等に対する支援が十分にできないおそれがあり、組織的かつ総合的な被害者支援を実施する必要があると本部長が認める場合は、福井県警察における死傷者多数事案発生時の指定被害者支援要員等運用要領の制定について（令和2年警務甲達第26号）による。

## 第8 運用上の留意事項

- 1 推進責任者及び総括責任者は、支援要員制度が有効かつ適切に運用されているか否か検証するとともに、是正又は補足すべき事項については、速やかに措置すること。
- 2 警察署等推進責任者及び実施責任者は、部門間の連絡調整を密にし、特定の支援要員の負担が過重なものとならないよう配慮すること。

特に支援要員が支援活動に当たると、被害者等の感情の表出に直面することなどにより、極めて強いストレスを受ける場合（いわゆる「代理被害」をいう。）があることから、複数の支援員による支援活動を検討するほか、支援要員のメンタルヘルスを含めた健康管理に十分配慮すること。

- 3 支援要員は、被害者連絡制度における被害者連絡担当係等と緊密な連携の下で支援活動に従事し、支援活動が終了したときは、確実な引継ぎを行うこと。

## 第9 報告

- 1 総括責任者は、支援要員の指定を行ったときは、速やかに指定被害者支援要員名簿（別記様式第1号）により推進責任者を經由して本部長に報告する。
- 2 支援要員は、支援活動を終了したときは、被害者支援実施票（別記様式第2号）により、実施責任者及び警察署等推進責任者を經由して総括責任者に報告する。
- 3 総括責任者は、社会的反響の大きな事件や被害者から要望がなされる等の特異な事案については、推進責任者を經由して、支援実施結果を随時警務部長に報告する。
- 4 総括責任者は、支援要員制度の実施に伴う特異な反響若しくは効果的な活動事例を認め、又は効果的な指導教養を行った場合は、書面により推進責任者を經由して警務部長に報告する。

## 第10 文書の管理

- 1 指定被害者支援要員名簿は、高速隊の事件指導を担当する係又は警察署の警務課に

において保管する。

- 2 被害者支援実施票は、高速隊の事件指導を担当する係又は警察署の事件担当課において保管し、保存期間は暦年で3年とする。ただし、公判対応や支援活動を再開する可能性があるなど、当該文書を保存しておく必要がある場合は、被害者支援室と協議の上、適宜保存期間を延長できる。

様式省略